

中小企業向け SBT の基準が 2024 年より改訂

2025/10

すでにご存じの皆さんもおられると思いますが、SBT 事務局より 2024 年 1 月 1 日以降、SBT における中小企業の定義（要件）と費用を変更することが発表され、運用されています。ただし、この変更は 2024 年 1 月 1 日以降にエントリーする企業にのみ適用され、既にエントリー済みの企業への影響はありません。

具体的な要件は下記のとおりです。

対象	下表に示す要件を満たす企業
目標年	2030 年
基準年	2018 年～2023 年から選択
削減対象範囲	Scope1, 2 排出量
目標レベル	<ul style="list-style-type: none"> ■ Scope1, 2 1.5°C : 少なくとも年 4.2% 削減 ■ Scope3 算定・削減（特定の基準値はなし）
費用	1 回 USD1, 250 (外税)
承認までのプロセス	目標提出後、デューデリジェンスが行われる

<対象企業の要件>

下記に示す 5 つの必須要件と 4 つの追加要件のうち 2 つ以上を満たす企業が、中小企業向け SBT に申込むことができます。

	対象となる中小企業が満たすべき要件
必須要件	<p>下記の 5 項目をすべて満たさなければならない</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. Scope1 とロケーション基準の Scope2 の排出量合計が 10,000 tCO₂e 未満であること 2. 海運船舶を所有または支配していないこと 3. 再エネ以外の発電資産を所有または支配していないこと 4. 金融機関セクターまたは石油・ガスセクターに分類されていないこと 5. 親会社の事業が、通常版の SBT に該当しないこと
追加要件	<p>上記の必須要件 5 項目に加え、以下の 4 項目のうち 2 項目以上を満たさなければならない</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 従業員が 250 人未満であること* 2. 売上高が 5,000 万ユーロ未満であること**

- | | |
|--|---|
| | 3. 総資産が 2,500 万ユーロ未満であること**
4. 森林、土地および農業（FLAG）セクターに分類されないこと |
|--|---|

* 組織が雇用する全ての従業員数。パートタイマーの従業員を含む

** 申請を行う事業者が、新たな要件に準拠しているかの確認を行うために、収益と資産額を確認できる財務諸表の提出が必要

さらに、冒頭で述べたとおり、

- ・ 2024年1月1日時点で、すでに中小企業向け SBT の検証ルートに則って目標認証が行われている場合、直ちに新基準に対応する必要はない
 - ・ また、すでに認証されている企業であっても 2024年1月1日以降に目標の再計算を行う場合には、新しい基準を適用する必要がある
- という点に注意が必要です。

（参考：環境省HP「SBT（Science Based Targets）について」2024.03）

https://www.env.go.jp/earth/ondanka/supply_chain/gvc/files/SBT_syousai_all_20240301.pdf